

令和 6 年度 中建国保保険料

※所得には関係ありません。

組合員種別		健康保険料（月額）		
		医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護保険料
法人 1 種	30 歳以上の事業主	27,000 円	6,600 円	4,900 円
1 種	30 歳以上の事業主	25,500 円	6,300 円	4,800 円
2 種	30 歳以上の一人親方	21,900 円	5,400 円	4,200 円
法人 3 種	30 歳以上の労働者・職人	18,600 円	4,800 円	3,700 円
3 種	30 歳以上の労働者・職人	18,100 円	4,600 円	3,600 円
4 種	25 歳以上 30 歳未満の者	11,800 円	3,100 円	—
5 種	20 歳以上 25 歳未満の者	9,300 円	2,900 円	—
6 種	20 歳未満の者	6,800 円	2,800 円	—

家族の区分		健康保険料（月額）		
		医療保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護保険料
3 歳未満		無 料	無 料	—
就学前	3 歳以上 6 歳未満	2,200 円	1,400 円	—
若年家族	6 歳以上 23 歳未満	3,000 円	1,900 円	—
成人家族	23 歳以上 70 歳未満	3,700 円	2,100 円	2,800 円
高齢家族	70 歳以上 75 歳未満	3,100 円	1,900 円	—

※月々の保険料は、組合員種別および家族の区分に応じて納めていただきます。

※家族の医療保険料は、3才以上の家族について、同一世帯5人まで納めていただきます。

※介護保険料は、40歳以上65歳未満の被保険者が、国が決めた額を中建国保などの保険者が集めて国に納める仕組みになっています。

※後期高齢者支援金分保険料は、0歳から74歳の被保険者により算出し、国に納めることになっています。中建国保では3才以上に賦課いたします。（家族分は5人まで）